

(令和元年9月13日提出)

令和元年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和元年9月議会定例会議案

目 次

議案第66号	令和元年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第67号	令和元年度新潟市介護保険事業会計補正予算	7
議案第68号	令和元年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	10
議案第69号	令和元年度新潟市病院事業会計補正予算	13
議案第70号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	14
議案第71号	新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について	17
議案第72号	新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について	18
議案第73号	新潟市立幼稚園条例の一部改正について	19
議案第74号	新潟市保育所条例の一部改正について	20
議案第75号	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	21
議案第76号	新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	34
議案第77号	新潟市印鑑条例の一部改正について	36
議案第78号	新潟市市税条例の一部改正について	37
議案第79号	新潟市公民館条例の一部改正について	39
議案第80号	新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部改正について	40
議案第81号	新潟市高齢者生きがいルーム条例の一部改正について	42
議案第82号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	43
議案第83号	新潟市都市公園条例の一部改正について	45
議案第84号	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	46

議案第 8 5 号	新潟市と燕市の境界変更の申請について	4 8
議案第 8 6 号	町（字）の区域及び名称の変更について	5 5
議案第 8 7 号	市道路線の認定及び廃止について	別冊
議案第 8 8 号	損害賠償の額の決定について	6 0
議案第 8 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 1
議案第 9 0 号	契約の締結について	6 2
議案第 9 1 号	契約の締結について	6 3
議案第 9 2 号	契約の締結について	6 4
議案第 9 3 号	契約の締結について	6 5
議案第 9 4 号	指定管理者の指定について	6 6
議案第 9 5 号	未処分利益剰余金の処分について	6 7
議案第 9 6 号	未処分利益剰余金の処分について	6 8
議案第 9 7 号	決算の認定について	6 9

議案第 6 6 号

令和元年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 7, 7 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 9, 0 5 7, 8 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		66,566,810	294,000	66,860,810
	2 国庫補助金	16,256,456	294,000	16,550,456
20 県支出金		20,246,163	3,452	20,249,615
	2 県補助金	5,616,990	3,452	5,620,442
24 繰越金		2,269,411	386,347	2,655,758
	1 繰越金	2,269,411	386,347	2,655,758
26 市債		54,611,500	154,000	54,765,500
	1 市債	54,611,500	154,000	54,765,500
歳入	合計	398,220,064	837,799	399,057,863

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		48,381,771	8,205	48,389,976
	1 総務管理費	44,283,260	8,205	44,291,465
3 民生費		119,706,441	173,594	119,880,035
	5 老人福祉費	25,672,809	173,594	25,846,403
7 商工費		16,576,399	10,000	16,586,399
	1 商業費	15,006,208	10,000	15,016,208
8 土木費		53,347,199	460,000	53,807,199
	2 道路橋りょう費	23,646,672	460,000	24,106,672
10 教育費		61,596,505	186,000	61,782,505
	1 教育総務費	8,604,673	186,000	8,790,673
歳 出	合 計	398,220,064	837,799	399,057,863

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	教育ネットワーク構築事業	186,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業	令和2年度	25,000
新潟県自治会館大規模改修事業費負担金	令和2年度から令和20年度まで	244,283
小須戸橋橋りょう架替事業	令和2年度から令和15年度まで	12,390,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法
道路橋りょう整備事業費	11,500,400	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	11,654,400	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 67 号

令和元年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,768,692 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,579,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		20,907,983	51,116	20,959,099
	1 支払基金交付金	20,907,983	51,116	20,959,099
8 繰越金		1	1,717,576	1,717,577
	1 繰越金	1	1,717,576	1,717,577
歳 入	合 計	80,811,129	1,768,692	82,579,821

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金			1,768,692	1,768,692
	1 償還金		1,768,692	1,768,692
歳 出	合 計	80,811,129	1,768,692	82,579,821

議案第 68 号

令和元年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221,892 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,951,402 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	221,892	221,893
	1 繰越金	1	221,892	221,893
歳入	合計	8,729,510	221,892	8,951,402

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		8,189,098	221,892	8,410,990
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	8,189,098	221,892	8,410,990
歳 出	合 計	8,729,510	221,892	8,951,402

議案第 69 号

令和元年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度新潟市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業収益	25,002,235	18,880	25,021,115
第 2 項 医業外収益	3,562,111	18,880	3,580,991

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	25,455,579	18,880	25,474,459
第 1 項 医業費用	24,852,314	18,880	24,871,194

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第70号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当するに至った場合の失職を除く。)」を削る。

(新潟市旅費条例の一部改正)

第2条 新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号又は第5号若しくは」を「第16条各号又は」に、「場合には」を「ときは、」に改める。

(新潟市給与条例の一部改正)

第3条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第28条第6項」を「第28条第7項」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第1項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項第1号中「, 若しくは失職し」を削る。

第28条第7項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年新潟市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「, 若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第5条 新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第33条第6項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「同項の」を「第3項の」に改める。

(新潟市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例(昭和41年新潟市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「, 第2号及び第4号」を「及び第3号」に改める。

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年新潟市条例第

８２号)の一部を次のように改正する。

第１６条及び第１７条中「，若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し」を削る。

第１８条第２項第２号中「(同法第１６条第１号に該当する場合を除く。)」を削る。
(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第８条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
(令和元年新潟市条例第３６号)の一部を次のように改正する。

第１２条及び第１３条の改正規定を削る。

第１４条第２項及び第３項の改正規定を次のように改める。

第１４条第２項第１号及び第２号並びに第３項中「地方公務員法」を「法」に改める。

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第９条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和元年新潟市条例第３７号)の一部を次のように改正する。

第１６条及び第１７条の改正規定を削る。

第１８条第２項及び第３項の改正規定を次のように改める。

第１８条第２項第１号及び第２号並びに第３項中「地方公務員法」を「法」に改める。

附 則

この条例中第８条及び第９条の規定は公布の日から，その他の規定は令和元年１２月１４日から施行する。

議案第 7 1 号

新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について

新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

新潟市心身障害者扶養共済制度条例（平成 1 8 年新潟市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項各号を次のように改める。

- （1） 精神の機能の障がいにより年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

議案第 7 2 号

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

新潟市子ども・子育て支援法施行条例（平成 2 6 年新潟市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 3 条第 1 項」の次に「（第 3 0 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第 2 号中「第 1 4 条第 1 項」の次に「（第 3 0 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

新潟市立幼稚園条例の一部改正について

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新潟市立幼稚園条例（昭和 39 年新潟市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「から第 7 条まで」を削る。

第 4 条を次のように改める。

（授業料）

第 4 条 幼稚園に入園を許可された幼児に係る授業料の額は、0 円とする。

第 5 条から第 8 条までを削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市立幼稚園条例の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和元年 10 月以後の月分の授業料について適用し、同年 9 月以前の月分の授業料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第 5 条から第 8 条までの規定は、令和元年 9 月以前の月分の授業料については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

新潟市保育所条例の一部改正について

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例の一部を改正する条例

新潟市保育所条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 3 号を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条の規定は、令和元年 1 0 月以後の月分の保育料について適用し、同年 9 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

議案第75号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第17号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくは中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關す

る法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯に属する者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている者に対する副食の提供

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 57,700円
（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

ウ 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ウにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合に、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者に該当するものに対する副食の提供（ア及びイに該当するものを除く。）

エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「第27条第1項の施設型給付費をいう」に改め、「この項において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の」を「支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削る。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「特定地域型保育事業」の次に「（事業所内保育事業を除く。）」を加え、「うち、家庭的保育事業にあつてはその」を削り、「数を1人以上」を「数は、家庭的保育事業にあつては1人以上」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「事業所内保育事業」の次に「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、「であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を削り、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の

次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童

福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合は同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合は同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の」を「支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

も」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削る。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「特定利用地域型保育を提供する場合は」を「特定利用地域型保育を提供する場合にあつては」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「第39条第2項及び第40条第2項を除く」を「第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「特別利用地域型保育を提供する場合は」を「特別利用地域型保育を提供する場合にあっては」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」を「当該特定教育・保育」に、「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「市町村」を「市」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第4項第3号、第35条第3項（第13条第4項第3号の規定の適用に係る部分に限る。）、第36条第3項（第13条第4項第3号の規定の適用に係る部分に限る。）、第51条第3項（第13条第4項第3号の規定の適用に係る部分に限る。）及び第52条第3項（第13条第4項第3号の規定の適用に係る部分に限る。）の規定は、令和元年10月1日から適用する。

議案第 76 号

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」を「適用しないこととすること」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 3 号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

新潟市印鑑条例の一部改正について

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例

新潟市印鑑条例（昭和 45 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「昭和 42 年法律第 81 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 4 条第 1 号中「氏、名、」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏、名」の次に「、旧氏」を加える。

第 5 条第 2 項及び第 4 項中「確認書」を「回答書」に改める。

第 6 条第 2 項中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法」を「法」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第 3 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 10 条第 3 号中「氏又は」を「氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

議案第 78 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 1 項第 8 号中「法人」の次に「（以下「特定非営利活動法人」という。）」を加える。

第 77 条の次に次の 1 条を加える。

（環境性能割の課税免除）

第 77 条の 2 市長は、特定非営利活動法人が、設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動促進法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に供する三輪以上の軽自動車について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する環境性能割を免除することができる。

（1） 無償による取得

（2） 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入（特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。）による取得

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市市税条例（次項において「新条例」という。）第 46 条及び第 77 条の 2 の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

議案第 79 号

新潟市公民館条例の一部改正について

新潟市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公民館条例の一部を改正する条例

新潟市公民館条例（昭和 34 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表新潟市潟東地区公民館の項を削る。

別表別表の適用に関する通則 1 及び 2 中「42 の表」を「41 の表」に改め、同表中 41 の表を削り、42 の表を 41 の表とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部改正について

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例（昭和 55 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とし，第 5 号を第 4 号とする。

別表第 1 中

「

新潟市岩室農村環境改善センター 新潟市西蒲区和納 2 丁目 2 1 番 1 号	多目的ホール，大会議室，第 1 小会議室，第 2 小研修室，料理実習室，談話コーナー
新潟市潟東農村環境改善センター 新潟市西蒲区三方 1 番地	多目的ホール，第 1 大会議室，第 2 大会議室，小研修室，料理実習室，談話コーナー

」

を

「

新潟市岩室農村環境改善センター 新潟市西蒲区和納 2 丁目 2 1 番 1 号	多目的ホール，大会議室，第 1 小会議室，第 2 小研修室，料理実習室，談話コーナー
---	--

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 1 号

新潟市高齢者生きがいルーム条例の一部改正について

新潟市高齢者生きがいルーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市高齢者生きがいルーム条例の一部を改正する条例

新潟市高齢者生きがいルーム条例（平成 1 6 年新潟市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表高齢者生きがいルーム寿楽の項を削る。

第 2 条の 3 中第 1 項を削り，第 2 項を第 1 項とし，第 3 項を第 2 項とし，同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め，同項を同条第 3 項とする。

第 1 0 条から第 1 4 条までを削り，第 1 5 条を第 1 0 条とする。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 2 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表南区の項中

「

月潟ひまわりクラブ

新潟市南区月潟 1 4 1 7 番地

」

を

「

月潟ひまわりクラブ

新潟市南区月潟 1 4 1 7 番地

小林ひまわりクラブ

新潟市南区浦梨 2 1 5 番地 1

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 小林ひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免除、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前にお

いても，改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。

議案第 83 号

新潟市都市公園条例の一部改正について

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 32 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 を第 10 条の 2 の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（令第 12 条第 3 項第 6 号の条例で定める社会福祉施設）

第 10 条の 2 令第 12 条第 3 項第 6 号の条例で定める社会福祉施設は、秋葉公園に設ける地方裁量型認定こども園（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 30 年新潟市条例第 5 号）第 3 条第 3 号に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 5 0 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 弔慰金の支給（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 見舞金の支給（第 8 条—第 1 0 条）

第 4 章 資金の貸付け（第 1 1 条—第 1 4 条）

第 5 章 新潟市災害弔慰金等支給審査委員会（第 1 5 条）

第 6 章 雑則（第 1 6 条）

附則

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第 1 3 条，第 1 4 条第 1 項，第 1 6 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条，第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

第 1 5 条を第 1 6 条とする。

第 5 章を第 6 章とし，第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 新潟市災害弔慰金等支給審査委員会

第15条 法第18条の規定に基づき、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、新潟市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第5項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

議案第 85 号

新潟市と燕市の境界変更の申請について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により，新潟市と燕市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

別 紙

新潟市に編入する区域

燕市大船渡字筒作399の一部, 400の1の一部, 401の1の一部, 402から408までの各一部, 411から415までの各一部, 416から420まで, 423から425まで, 441から443まで, 451から453まで, 456, 457の1, 457の2, 458の1, 458の2, 460の1, 461の1, 464, 465の一部, 470から481まで, 小中川字前田1500から1504まで, 1505の一部, 1548の一部, 1549から1555まで, 1556の1の一部, 1559の1の一部, 1560の1の一部, 1563の1の一部, 1564の1の一部, 1566の2の一部, 1567の2の一部, 1598の2, 1599の2, 1600の2, 1600の5, 1601の2, 1601の5, 1602の1, 1602の4, 1603の1, 1603の4, 1604の1, 1604の4, 1605の1, 1605の3, 1606の1, 1606の3, 1607の1, 1607の3, 1608の1, 1608の3, 1609の1, 1609の4, 1609の9, 1610の2, 1610の5, 1611の2, 1611の5, 1612の2, 1612の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに小古津新字江東1150の1, 1151の1, 1202, 1203の地先の水路である公有地の全部, 小中川字前田3437から3444まで, 3445の1, 3445の2, 3445の4, 3446から3450まで, 3451の1, 3452の1, 3453の1, 3454の1, 3455の1の地先の水路である公有地の全部, 大船渡字谷地1385の1, 1385の2, 1386から1388まで, 1389の1, 1389の2の地先の道路, 水路である公有地の一部

燕市に編入する区域

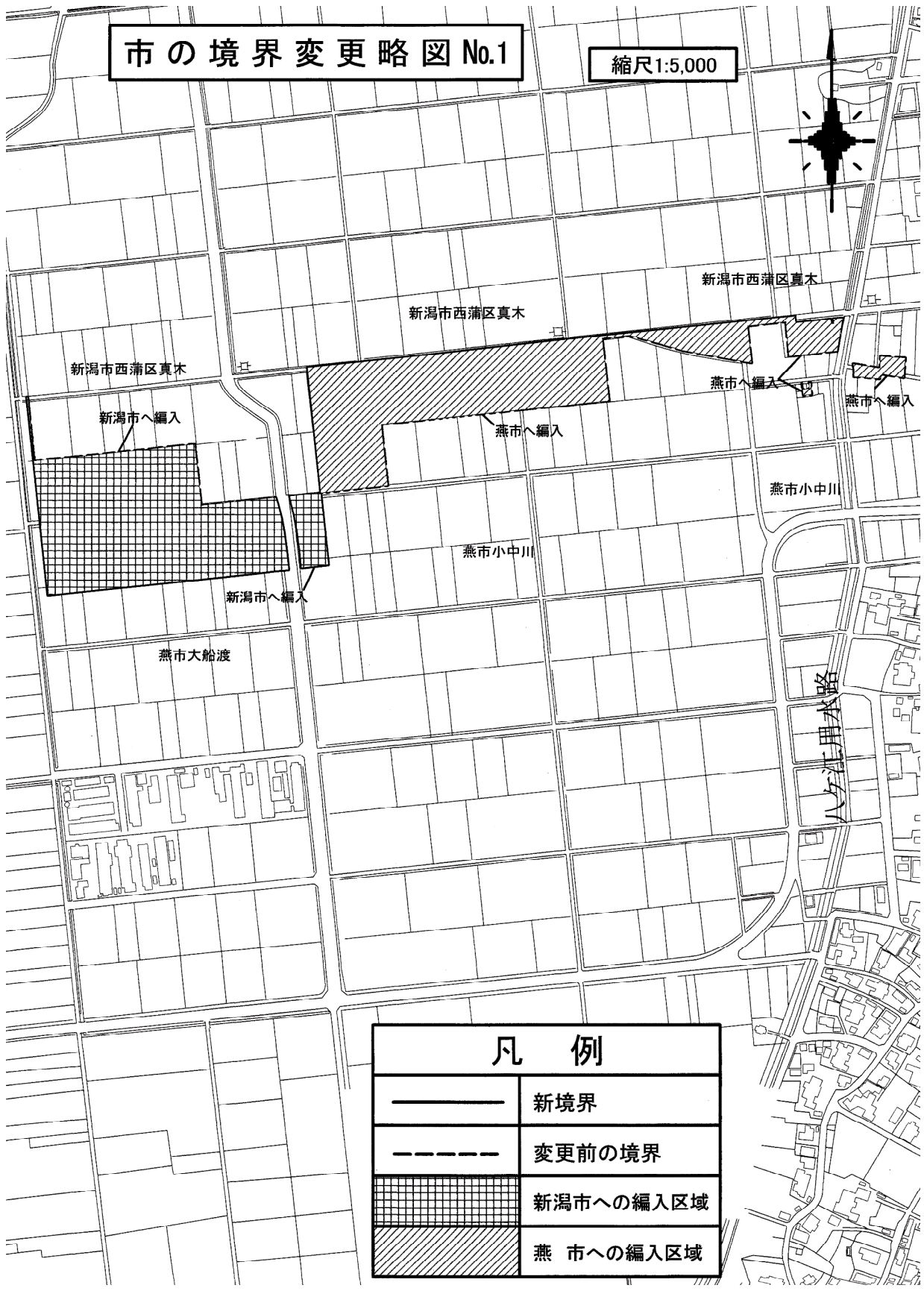
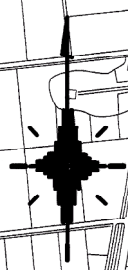
新潟市西蒲区中之口13の2, 14, 15の2, 17の2, 17の4, 17の5, 55の1, 上小吉2000, 2001の1, 2001の3から2001の5まで, 2002の1から2002の3まで, 2003の1から2003の4まで, 2004の1, 2004の3, 2004の4, 2005, 2007, 2008, 2009の1, 2010の1の一部, 2087の2, 2093の1, 2094の1, 2094の2, 2095の1, 2096の1, 2097の1, 2098の1, 2099の1, 2100から2104まで, 2106から2109まで, 真木字西2929から2931まで, 2972, 2973, 2974の一部, 2975の一部, 2976の1, 2977, 2978, 3063から3085まで, 3223, 3224, 3226, 3235, 3250, 3251, 3253から3256まで, 3257の一部, 3259から3261まで, 3263から3266まで, 3267の一部, 3268の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部並びに字東の2から4まで, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20, 21の1, 21の2, 22, 23の1, 24, 25, 26の1, 27の1, 28の1, 29から31までの地先の道路である公有地の全部, 字西の2921の2, 2922の2, 2923の2, 2924の2, 2933の2, 2934の2, 2935の2の地先の道路である公有地の一部

市の境界変更全体図



市の境界変更略図 No.1

縮尺1:5,000

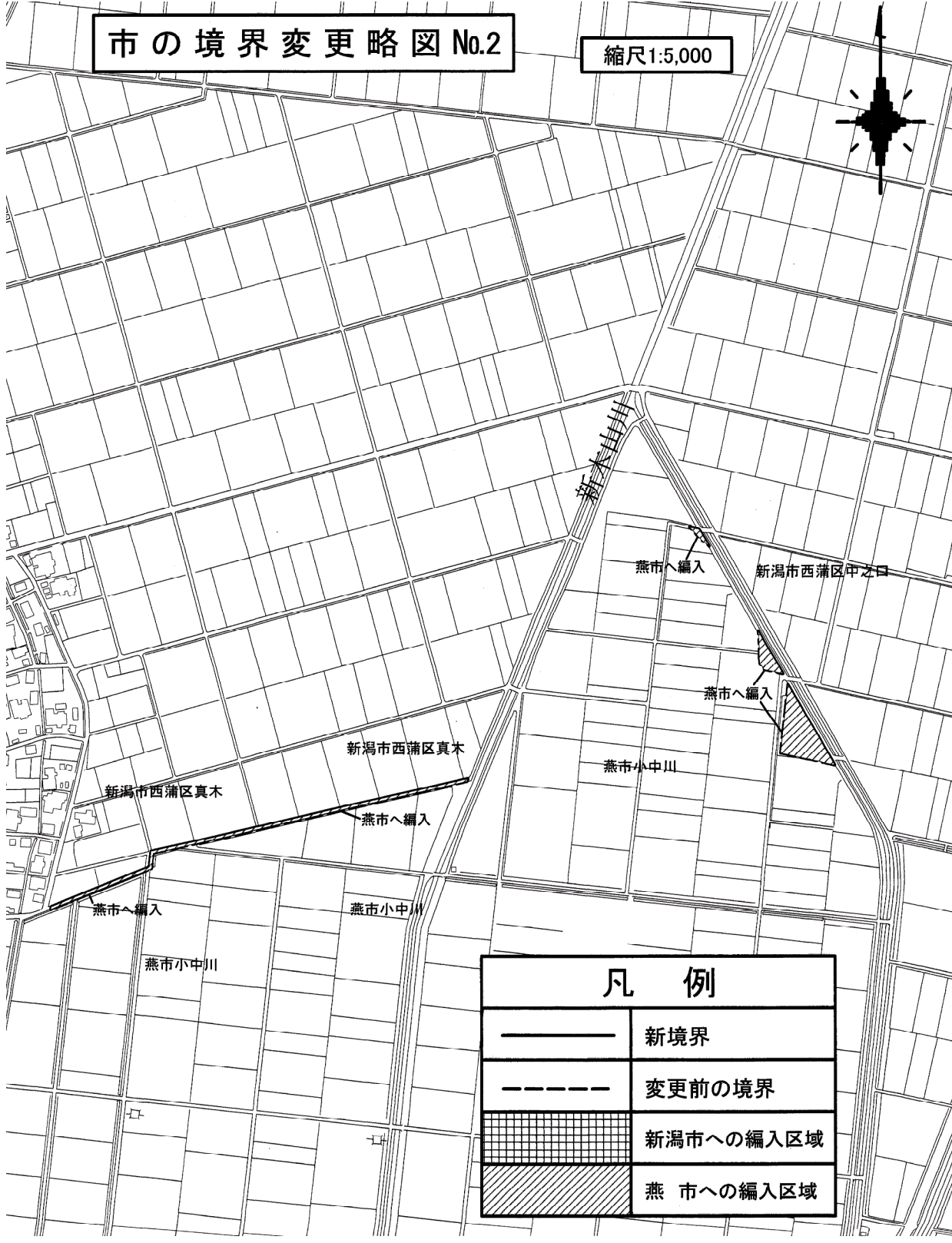
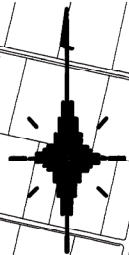






凡 例

	新境界
	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域

市の境界変更略図 No.2

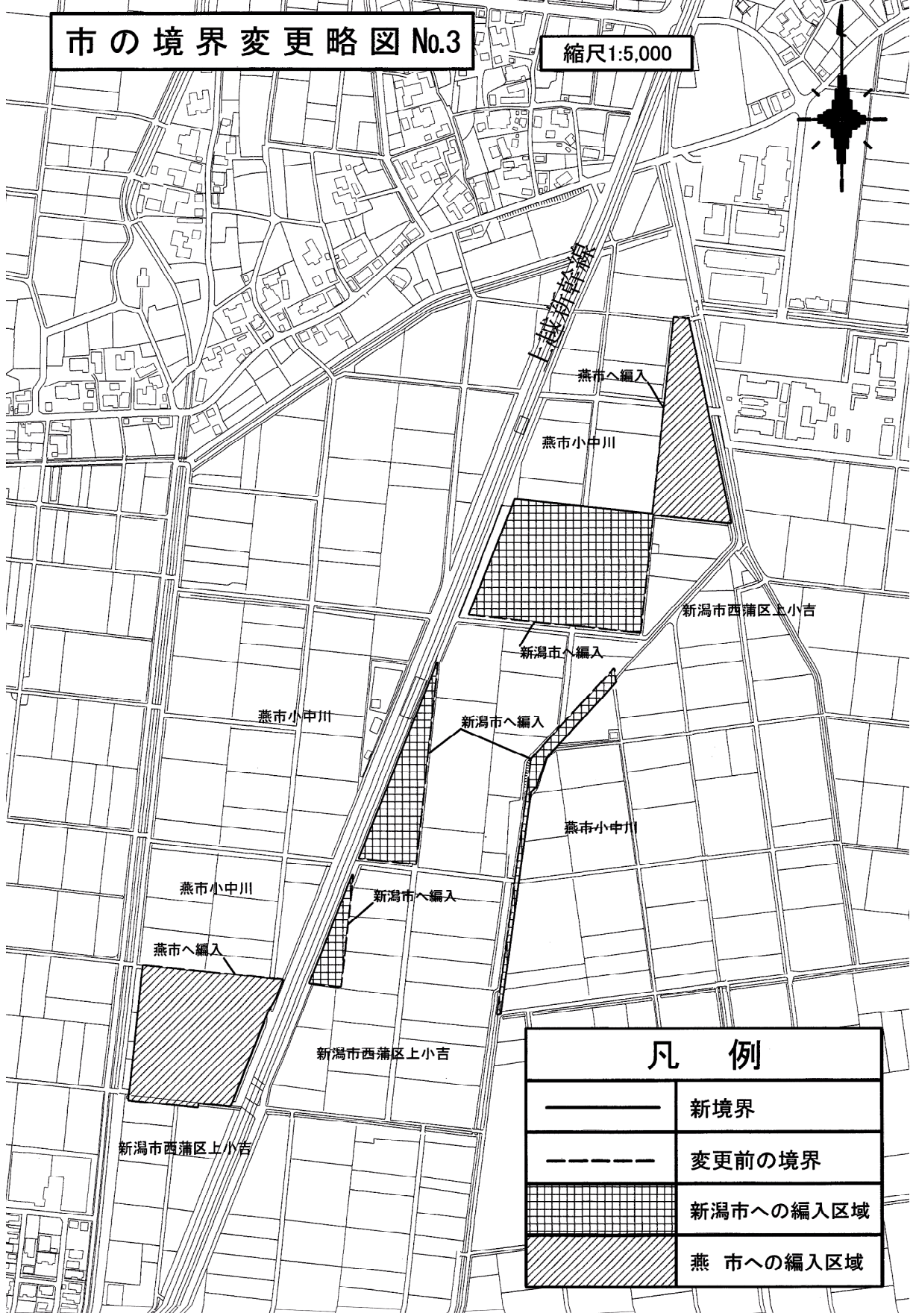
縮尺1:5,000



凡 例	
	新境界
	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域

市の境界変更略図 No.3

縮尺 1:5,000



凡 例	
——	新境界
----	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域

議案第 86 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

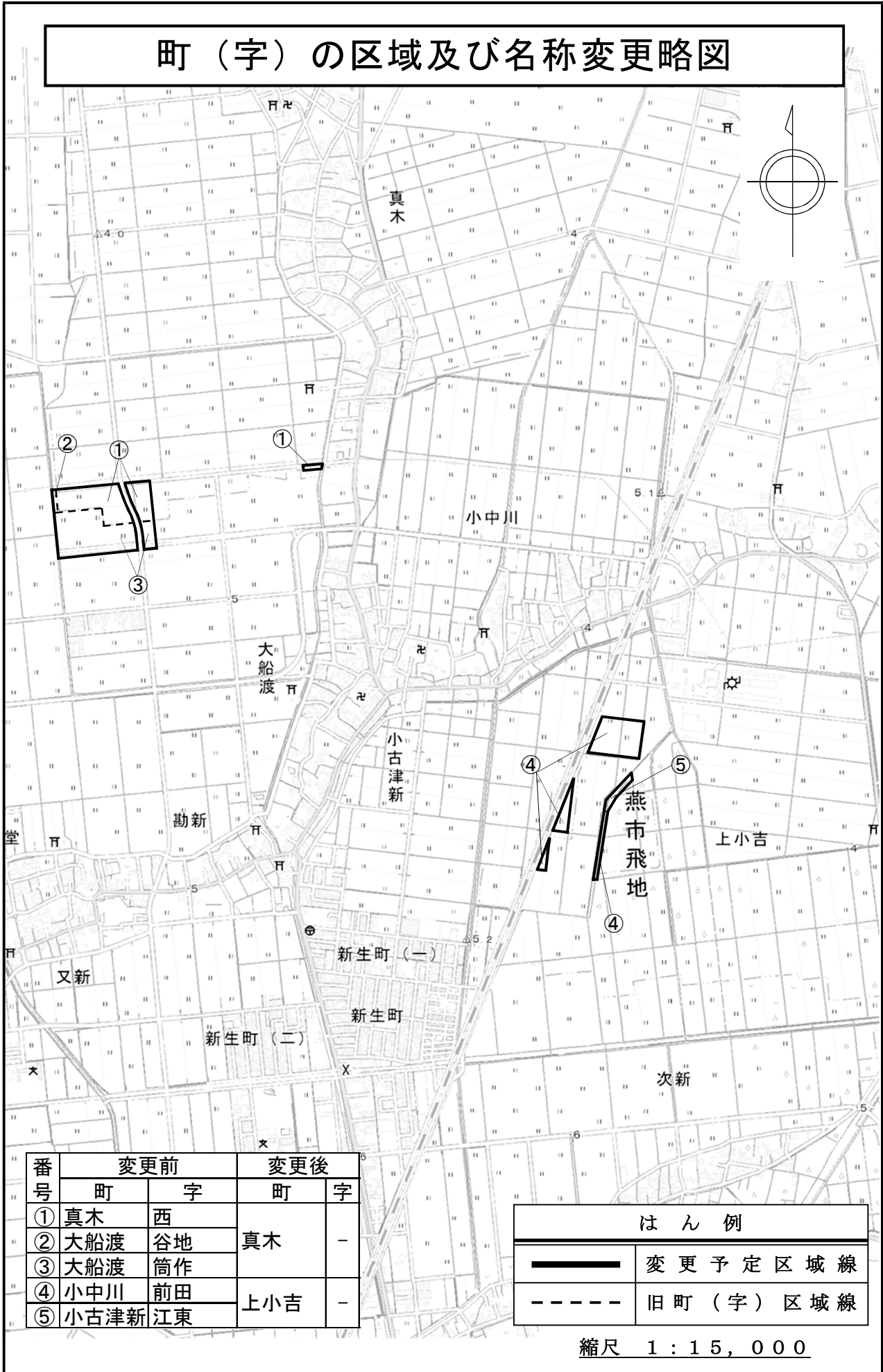
変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
小中川	前田	1500 から 1504 まで、1505 の一部、 1548 の一部、1549 から 1555 まで、 1556 の 1 の一部、1559 の 1 の一部、 1560 の 1 の一部、1563 の 1 の一部、 1564 の 1 の一部、1566 の 2 の一部、 1567 の 2 の一部、1598 の 2、1599 の 2、 1600 の 2、1600 の 5、1601 の 2、 1601 の 5、1602 の 1、1602 の 4、 1603 の 1、1603 の 4、1604 の 1、 1604 の 4、1605 の 1、1605 の 3、 1606 の 1、1606 の 3、1607 の 1、 1607 の 3、1608 の 1、1608 の 3、 1609 の 1、1609 の 4、1609 の 9、	上小吉

		1610の2、1610の5、1611の2、 1611の5、1612の2、1612の5	
西蒲区上小吉2020から2030までの地先の西蒲区小古津新字江東の水路である公有地の一部			
西蒲区上小吉2054から2064までの地先の西蒲区小中川字前田の水路である公有地の一部			
大船渡	筒作	399の一部、400の1、401の1の一部、 402から408までの各一部、 411から415までの各一部、 416から420まで、423から425まで、 441から443まで、451から453まで、 456、457の1、457の2、458の1、 458の2、460の1、461の1、464、 470から481まで	真木
真木	西	2974の一部、2975の一部、3257の一部、 3258、3267の一部、3268の一部、 3269、3270の1、3271の1、 3271の3、3272の1、 3274から3276まで、3290、3291の1、 3298の1、3299の1、3299の3、 3300の1、3301から3304まで、 3305の1、3305の2、 3306から3310まで、3312、3314、 3316、3317の1、3317の2、 3318の1、3318の2	

燕市大船渡字谷地 1 3 9 8 に隣接する西蒲区大船渡字谷地の道路、水路、堤で
ある公有地の全部

及び当該変更に伴う公有地を含む

町（字）の区域及び名称変更略図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	真木	西	真木	-
②	大船渡	谷地	真木	-
③	大船渡	筒作	真木	-
④	小中川	前田	上小吉	-
⑤	小古津新	江東	上小吉	-

はん例	
	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 15,000

議案第 88 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院において慢性硬膜下血腫に対する穿頭ドレナージ術を施行した際に、頭蓋穿骨器で脳を損傷し、重度右片麻痺が残存した医療事故

2 相手方

新潟県阿賀野市在住の男性

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、18,555,687円とする。

議案第 90 号

契約の締結について

次のとおり協定を締結するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新津こ線橋補修・補強工事に関する協定	457,866,000 円	新潟市中央区花園 1 丁目 1 番 1 号 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 執行役員 新潟支社長 阿部 亮

議案第 9 1 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（北陸自動車 道こ道橋）上部工工 事	765,050,000 円	新潟市中央区東大通 1 丁目 2 番 2 3 号 藤木鉄工 株式会社 代表取締役 熊倉 吉一

議案第 9 2 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
北区役所新庁舎建設 工事	1,326,600,000 円	本間・加賀田・丸運・皆川特定共同企業 体 代表者 新潟市中央区西湊町通 3 ノ町 3 3 0 0 番地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎 構成員 株式会社 加賀田組 新潟支店 構成員 丸運建設 株式会社 構成員 株式会社 皆川組

議案第 93 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
潟東小学校移転改築 工事	1,416,250,000 円	福田・廣瀬・新潟藤田・伸晃特定共同企 業体 代表者 新潟市中央区一番堀通町3番地10 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明 正紀 構成員 株式会社 廣瀬 構成員 株式会社 新潟藤田組 構成員 伸晃建設 株式会社

議案第 9 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
古町みなと住宅, 古町みなと住宅駐 車場	新潟市中央区上大 川前通 9 番町 1 2 6 8 番地 2	株式会社新潟ビル サービス	令和 2 年 2 月 1 日か ら 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 95 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 30 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 2,111,187,248 円のうち 855,811,889 円を資本金に組み入れ，残余を繰り越すものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 96 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 30 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち，1,773,155,665 円を建設改良積立金に積み立て，2,236,462,038 円を資本金に組み入れるものとする。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 97 号

決算の認定について

平成 30 年度新潟市下水道事業会計決算，平成 30 年度新潟市水道事業会計決算及び平成 30 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は，別冊のとおり。